

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務 重点項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、公営住宅及び改良住宅の管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅及び改良住宅の管理事務においては、管理代行者及び指定管理者(以下「事業者」という。)に管理事務の代行・委託等を行わせているが、事業者との契約において個人情報取扱特記事項を締結し、事業者に対し、個人情報保護のための措置を講じることを義務づけている。

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

項目一覧
I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務
②事務の内容	○公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の整備・集団的建設の促進を行い賃貸する。 ○特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ・収入申告の受理、審査又は応答に関する事務 ・家賃等の減免申請の受理、審査又は応答に関する事務 ・入居申込みの受理、審査又は応答に関する事務 ・高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ・収入状況の報告の請求等に関する事務
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	公営住宅管理システム
②システムの機能	住宅に困窮する低所得者等に必要な住環境を提供することを目的として建設されている県営住宅36団地、管理戸数4,522戸の入退去、家賃、駐車場、収納、滞納状況等の情報を管理している。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 （ 中間サーバー ）

システム2

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	(1) 団体内統合宛名番号付番機能 業務システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、個人番号と紐付けて管理する。(2) 宛名情報等管理機能 基本5情報(氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所)、個人番号、宛名番号等を一元的に保存・管理する。(3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーに対し、情報照会・提供用データを中継し、符号取得要求や紐付け処理を実施する。(4) 既存システム連携・共通変換機能及びデータ形式・文字コード等の相互変換を行う。(5) 職員認証・権限管理機能 システム利用者の認証、操作権限に応じたアクセス制御、及び詳細な操作ログの記録・管理を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 （ 公営住宅管理システム、中間サーバー ）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び提供された情報の受領を行う。(3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと公営住宅管理システム、団体内統合宛名システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得等のデータ連携を行う。(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を自動生成し、一定期間管理する。(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保持・管理する。(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得等のデータ連携を行う。(8) セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化・復号、電文への電子署名付与・検証、及びこれらに伴う鍵管理を行う。(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と、付与された権限に基づく各種機能及び特定個人情報へのアクセス制御を行う。(10) システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、及び保管期限切れ情報の自動削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 公営住宅管理システム ）
3. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表 27の項、52の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第18条、第26条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項、76の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	県土整備部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
7. 他の評価実施機関	
-	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システム	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	県営住宅に入居した者、連帯保証人となった者 ☐ 県営住宅に入居した者、連帯保証人となった者
その必要性	県営住宅の適正な管理並びに家賃等の決定、徴収及び各種減免・補免申請の審査を正確かつ円滑に行うため。 ☐ 県営住宅の適正な管理並びに家賃等の決定、徴収及び各種減免・補免申請の審査を正確かつ円滑に行うため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	法令に基づく入居許可、収入申告、家賃減免等の審査にあたり、生活保護、障害者情報、地方税関係情報等の確認が必要最小限の範囲に限られているため。 ☐ 法令に基づく入居許可、収入申告、家賃減免等の審査にあたり、生活保護、障害者情報、地方税関係情報等の確認が必要最小限の範囲に限られているため。
全ての記録項目	別添1を参照。 ☐ 別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日 ☐ 平成28年1月1日
⑥事務担当部署	県土整備部住宅課 ☐ 県土整備部住宅課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()

②入手方法		[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 ()	
③使用目的 ※		法令に基づく各種申請の審査、家賃決定等のため。	
④使用の主体	使用部署	県土整備部住宅課	
	使用者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		端末から公営住宅管理システムにログインし、アクセス権限の範囲内で入居者の家賃算定及び各種判定業務に使用する。情報提供ネットワークシステム等を通じた情報照会結果の確認に用いる。	
情報の突合		公営住宅等の入居資格、家賃額の決定及び各種減免等の判定を正確かつ適正に行うため、申請者から提出された個人番号届出書記載の番号と、統合宛名システムで取得した各種照会情報(税・生活保護等)と紐づいている番号とをシステム上で照合・突合し、同一人であることを確認した上で情報を取得・審査に利用する。	
⑥使用開始日		2016年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] 〔選択肢〕 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		県営住宅管理代行業務・指定管理業務	
①委託内容		県営住宅の管理代行、県営住宅の指定管理	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] 〔選択肢〕 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		徳島県住宅供給公社、徳島県営住宅PFI管理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] 〔選択肢〕 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない	
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			

④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	公営住宅管理システムのサーバーは情報政策課サーバー室(施錠管理、入退室制限あり)に設置。紙媒体(個人番号届出書等)は住宅課・指定管理者等の鍵付き書庫にて施錠保管。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・個人番号
- ・団体内統合宛名番号
- ・氏名
- ・氏名のふりがな
- ・生年月日
- ・住所
- ・電話番号
- ・世帯主との続柄
- ・国籍
- ・在留資格
- ・勤務先
- ・地方税情報(所得額、扶養控除の有無)
- ・生活保護・社会福祉関係情報(生活保護受給資格)
- ・障害者福祉関係情報(身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の所持情報)

Ⅲ リスク対策 ※（７．②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用事務の範囲を法令で定められた事務に限定している。個人番号の収集時には個人番号届出書により利用目的を明示し、番号確認書類及び身元確認書類による厳格な本人確認を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上で利用する特定個人情報の範囲を必要最小限に制限し、統合宛名システムを介した情報照会とはあらかじめ設定された事務手続の範囲内でのみ実行可能とする制限を設けている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	事務取扱担当者登録簿により指名された職員・従業者のみにID・パスワードを払い出し、アクセス権限を設定している。離席時の画面ロックや端末の物理的固定(セキュリティワイヤー)を徹底している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項を遵守する契約とし、秘密保持義務、目的外利用の禁止、事業所外持出しの禁止、事故発生時の報告義務、契約終了時の廃棄・返還義務、実地調査権等を定めている。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	委託先に対し、1年に1回以上、実地調査等による安全管理措置の遵守状況の調査・点検を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項を遵守する契約とし、秘密保持義務、目的外利用の禁止、事業所外持出しの禁止、事故発生時の報告義務、契約終了時の廃棄・返還義務、実地調査権等を定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	委託先に対し、1年に1回以上、実地調査等による安全管理措置の遵守状況の調査・点検を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報等の持出し時には特定個人情報管理者の許可及び持出し記録簿への記載・封かん配送等を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・不正な入手が行われるリスク 権限のない職員又は第三者が、業務目的外で統合宛名システムや中間サーバーへ不正にアクセスし、特定個人情報等を不正に取得するリスク。 各業務システムから中間サーバー等を経由して情報提供ネットワークシステムと通信する過程において、通信経路上の特定個人情報盗聴されるリスク。 ・リスクに対する措置の内容 【ネットワークの分離】 統合宛名システム及び中間サーバーは、インターネット等の外部ネットワークから論理的・物理的に分離された、庁内の閉域網内で運用しており、外部からの不正アクセスを遮断している。 【アクセス制御と生体認証を用いた多要素認証】 中間サーバー等へアクセスできる職員を、職務上真に必要な者に限定している。また、アクセスにあたっては、ID・パスワードに加え、生体認証等を組み合わせた厳格な多要素認証を実施し、なりすましを防止するとともに、権限のない者のアクセスを系統的に制限している。 【ログの取得と監視】 統合宛名システム及び中間サーバーにおける利用者の操作履歴(アクセスログ)をシステムで自動的に記録・保存している。
---------------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・その他のリスク
統合宛名システムや中間サーバー等のOSやミドルウェア等の脆弱性を突かれ、不正アクセス等により特定個人情報が漏えい・毀損するリスク。

・措置の内容
統合宛名システムや中間サーバー等の機器について、OSやミドルウェア等のセキュリティパッチを適宜適用し、脆弱性対策を講じている。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	住民基本台帳ネットワークに関する事務において、「住民基本台帳ネットワークシステム」の機器更新に伴い、リース事業者へ返却した古い機器の一部について、データ未消去のまま廃棄した可能性が高いことが判明したもの。	
再発防止策の内容	機密データを取り扱った機器を外部へ搬出する際には、「県庁内において、県職員立合のもと、専用ソフトによるデータ消去や物理破壊を行うこと」を契約書に明記するとともに、併せて、職員が現場でその作業を確実に確認するための「チェックリスト」を策定する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【その他のリスクの想定】 ①一時データの滞留リスク 情報連携等に伴い、中間サーバーや統合宛名システムで一時的に生成されたデータ(特定個人情報)が、処理完了後もシステム内に不必要に残存し、漏えいの要因となるリスク。 ②バックアップからの漏えいリスク 稼働中のシステムからは適切に消去された場合であっても、システム障害に備えて取得しているバックアップデータが第三者に窃取され、特定個人情報が漏えいするリスク。 【リスクに対する措置】 ①システムによる自動消去・アクセス制御 中間サーバー等において、情報提供ネットワークシステムとの連携のために一時的に保持する特定個人情報は、連携処理の完了後(又は定められた一時保持期間の経過後)に、システムプログラムにより自動的かつ速やかに消去・破棄する仕様としており、人為的ミスによる消去漏れをシステムの的に防止している。 ②バックアップデータの厳重管理及びシステムの冗長化 システム障害等に備えて取得するバックアップデータについては、対象データに暗号化措置を講じた上で、施錠管理及び入退室管理が徹底された堅牢なデータセンター内で厳重に保管している。 また、生体認証管理サーバーについては、本庁とデータセンターの複数拠点で冗長化構成をとることでデータ消失のリスクを物理的・システムの的に軽減している。		

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	特定個人情報等を取り扱わせる前に、研修等により取扱基準や実施手順の内容を熟知させている。・特定個人情報に関する研修、情報セキュリティに関する研修を全員に受講させ、未受講者には研修資料を通読させるなどフォローアップを行っている。・法令等の規定に違反した職員、当該職員の違反行為を隠ぺい又は黙認した職員及び当該職員を指導監督する地位にある職員について、懲戒処分の対象とするとともに、違反行為の悪質性に応じて刑事告発の対象とするなど厳正に対応する。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 情報公開・個人情報担当(〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 TEL:088-621-2024)
②請求方法	開示請求書を請求先に提出(持参又は郵送)することにより行う。
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島県県土整備部住宅課(〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 TEL:088-621-2590)
②対応方法	電話、FAX、持参又は郵送等により受け付け、速やかに対応する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	2015年9月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	